

鳩が丘さくら福祉センターなどの全体供用を開始しました

平成 31 年 4 月にオープンした、鳩が丘さくら福祉センターに、障害者グループホーム棟（障害者共同生活援助施設）が完成し、全ての施設の供用を開始しました。

敷地内に新たに建設したグループホームは、障害のある方の自立や、本格入所に向けた訓練などを目的とした体験型グループホームとして整備しました。

多用途ホールは、各種イベント、研修会のほか、軽スポーツやレクリエーションなど障害のある方とのふれあいなど、さまざまな用途で利用することができます。

利用については、直接多用途ホールにお問い合わせください。

また、敷地内に約 60 台の駐車場を整備しました。施設利用の際は、ぜひご利用ください。

問合せ 障害福祉課 内線 492、鳩が丘さくら福祉センター多用途ホール TEL 87-8270、鳩が丘さくら福祉センターグループホーム TEL 24-5402



グループホーム外観



多用途ホール内部

市民税非課税世帯の方の介護保険料が変わります

令和元年 10 月に消費税率が引き上げられたことに伴い、令和元年度に引き続き、65 歳以上で市民税非課税世帯の方の保険料が軽減されます。



【今年度の市民税非課税世帯の方の介護保険料の額（年額）】

段階	対象	変更前保険料額 (昨年度)	変更後保険料額 (今年度)
第 1 段階	下記のいずれかに該当する方 ■生活保護を受けている方 ■世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ■世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	22,200 円	17,800 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、第 1 段階に該当しない方 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の方	37,100 円	29,700 円
第 3 段階	上記以外の方	43,000 円	41,500 円

* 「合計所得金額」とは、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額、年金所得を差し引いた金額です。

* 市民税課税世帯または本人が市民税を課税されている方（第 4 段階から第 9 段階までの方）については変更ありません。

* 今年度の保険料決定通知は、6 月中旬に発送します。

問合せ 介護保険課 内線 217

高齢者おでかけ支援事業

タクシー乗車費の助成と路線バス運賃カードの割引販売

介護予防事業への参加や閉じこもり防止を目的にしたタクシー乗車費の助成と、路線バス運賃カード（ICカード）の割引販売を行います。なお、どちらの対象要件にも該当する方は、**どちらか選んでお申し込みください**。*運転免許証をお持ちの方でも申し込みできます。

①タクシー乗車費の助成

対象 次のいずれかに当てはまる方

- 昭和16年4月1日以前に生まれた方で、市内に住所があり在宅で生活するかた
- 昭和16年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた方で、市内に住所があり、介護保険の要支援1以上の認定（介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む）があつて在宅で生活するかた

助成方法 タクシーの乗車1回につき500円（年限度額5,000円）の助成が受けられる助成券を交付

有効期限 来年3月31日(水)

申し込み 5月18日(月)から申請書を直接か郵送で、高齢福祉課へ（申請内容を審査の上、助成券を交付します）

***申請は1人1回まで**（代理の方による申請も可能です）。先着1,400人

*郵送による申請を希望される方は、申請書を高齢福祉課または各支所窓口でお受け取りください（市のホームページからもダウンロードできます）。

②路線バス運賃カードの割引販売

対象 昭和26年4月1日以前に生まれた方で市内に住所があるかた

販売価格 11,600円分の路線バス運賃カード（通常販売価格10,000円）を次の価格で販売します。

■昭和16年4月1日以前に生まれた方 = 1,000円

*先着2,000人

■昭和16年4月2日から昭和26年4月1日に生まれた方 = 4,000円 *先着2,000人

***購入は1人1枚まで**。

*利用できるバス路線は、旧日立電鉄交通サービス㈱の運行区間です。

申し込み 5月11日(月)から、下記「路線バス運賃カードの申し込みはがきの書き方」を参照の上、はがきで申し込みください。利用決定後、郵便で購入方法のご案内をお送りします。

路線バス運賃カードの申し込みはがきの書き方（往復はがきではありません）
***応募は1人1回まで**。

問合せ 高齢福祉課 内線228

(表)	(裏)
317-8601 日立市助川町1-1-1 日立市役所 高齢福祉課 行	①氏名(ふりがな) ②性別 ③生年月日 ④住所 ⑤電話番号

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等がある方へ 課税方式の選択はお済みですか

所得税（15.315%）と住民税（市・県民税5%）が源泉徴収されている上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等は、所得税と住民税とで、異なる課税方式（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択できます。

◆所得税と異なる課税方式を選択する場合

期限 納税通知書・税額決定通知書が送達される日まで

申告方法 確定申告書とは別に、市・県民税申告書（確定申告書の控えと特定口座年間取引報告書の写しを添付）を市民税課へ提出してください。

◆申告不要制度とは

住民税が源泉徴収されている上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等を申告しない方法です。例えば、確定申告で総合課税か申告分離課税を選択していても、

市・県民税で申告しないことを選択することができます（申告不要制度を選択した所得は、合計所得金額や総所得金額に含まれません）。

*配偶者控除や扶養控除の判定、非課税判定、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、医療費の自己負担割合、介護保険料、市営住宅の家賃、保育料、児童手当、児童扶養手当などに影響が出る場合があります。詳しくは市のホームページ（<https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/006/002/p073511.html>）をご覧ください。

問合せ 市民税課 内線235



課税方式の選択に関する市のホームページ